

建設業の申請に関する

1. 法改正等 (裁量について)

- 1) 解体工事業の新設 --- 業の範囲, 考之旨, ガイドライン等による取り扱ひ, 6月1日以降の許可 約240件
- 2) 社会保険の扱ひ --- 添付書類から届出書類
- 3) 法人番号の導入 --- 様式1, 2202, 別紙8

2. 現状 (協調について)

- 1) 工事請負の実績 (実務経験) --- 1箇年の考之旨, 年次の月数計算, 業種確認
- 2) 執行役員 --- ガイドラインによる資料
- 3) 営業所 --- 1個人1箇所兼用, 同一室内, 動線

3. その他

- 1) 事業目的念書 --- 建築工事業 → 建築系工事と考える
--- 土木工事業 → 土木系工事と考える
--- 土木・建築工事業 → 全ての業種を含む
- 2) 〒-7入り --- 法人番号, 社保加入番号
- 3) 営業の沿革 --- 許可の状況, 抹消, 廃業
- 4) 取締役の登記 --- 解任時, 登記の同日 (取締役書を添付)
- 5) 常勤性 --- 確認できない (現状と聴取)

4. 検討課題

許可の有効期間と30日前までの更新手続を

検討課題

許可の有効期間と 30 日前までの更新手続き

1. 建設業法第 3 条第 3 項の「第 1 項の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければその効力を失う。」及びこの法の規定を受けて建設業法施行規則第 5 条に「法第 3 条第 3 項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の前 30 日前までに許可申請書を提出しなければならない。」と規定されている。
この「30 日前までに」の規定は、施行規則の規定といえども、法の規定を受けての規則なので、これに反することは法に抵触する恐れがある。
2. 施行規則とはいえ、「提出しなければならない」と義務規定として規定している以上、「30 日」を過ぎての提出をあえて可とする理由はないと考える。
3. この規定の趣旨は、十分な審査期間を確保するための規定で、審査期間もままならないような有効期間満了の日の直前の申請を防止するための規定と考えられる。
4. この「許可申請書」は、様式行為としての形式的要件を備えており、かつ、行政庁の受付印と手数料の納入があれば、許可有効期間内であるので可と考える。
しかしながら、現実には、次のような問題が生じる恐れがある。
5. 「30 日」直前で十分な審査期間がないにもかかわらず、規定上止むを得ず受付をし、具体的な審査を経たのち不許可となることがある。この場合、審査手数料は本来許可になるかどうかを審査するための受益者負担としての審査手数料であることから、還付する必要はなく、規定上は特に不都合は生じないと考えられる。しかしながら、現実には、既に手数料を納付していることから、申請者との間で相当な混乱が生じることが十分に予想される。そのため、十分な行政指導の側面も考えながら、「許可申請書」の提出は 2 ヶ月前からできる旨を周知している。
6. 現状の具体例は、直前の申請で一部不足書類等があっても受付をし、更新期日後でも早急に補正を行い更新処理している
ただし、補正期間が長期化する場合は申請書の取り下げを行う場合もある。

以上のことから、建設業法を忠実に履行する基本的な考え方を検討する。
また、行政手続法の規定ではどのようなになっているか。

建設業許可等の事務手続についての照会

建設業に係る手続について、許可権者や申請者にとってスムーズな事務進捗は常に望まれるものであります。また、安定的な事務遂行は、双方にとって信頼の礎ともなります。

行政の事務手続きの代弁者として、且つ事業者の申請に関する代理人として、重要な地位を担っている行政書士が抱える疑問や問題点を挙げ、許可権者である東京都に対し、建設事務手続における円滑な解決を図るための指導や回答を得るため、照会を行いたいと思います。

日頃抱える疑問や問題あるいは東京都から回答を求めたい案件がありましたら、下記にご記入ください。

照会分類	1 許可(新規・変更・追加など) : 2 経営事項審査 : 3 その他
------	-------------------------------------

事案のタイトル	
事案の内容	
照会者の意見	

照会者	(支部)	連絡先		
-----	-------	-----	--	--

* この照会に係る書面は、東京都（建設業課）に提出することを目的として利用し、そのこと以外については使用しません。ご記入頂いた内容については記入者の権利を尊重し他に利用しません。

返信先	事務局 FAX 番号 03-5908-4338
-----	-------------------------

建設業法実務研究会
会長・世話役一同